

令和5年 第1回 福岡市選挙管理委員会

1月10日（火） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

- ① 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について
- ② 公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和5年1月20日（金） 午前10時30分
- ・令和5年2月6日（月） 午前10時30分
- ・令和5年2月20日（月） 午前10時30分

報告事項1

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 1人（全交付数 74人） |
| (2) 後援団体用 | 1団体（全交付数 79団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 0人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 0団体） |

報告事項 2 公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について

総行選第 1 3 7 号

総行管第 1 1 0 1 号

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長 } 殿

総 務 大 臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

第 2 1 0 回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 8 9 号。以下「改正法」という。）は、令和 4 年 1 1 月 2 8 日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が、令和 4 年政令第 3 8 7 号をもって本日公布されました。また、改正令の公布に伴い、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、令和 4 年総務省令第 8 1 号をもって本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）の改正は、改正法による公職選挙法の改正に伴い、選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定を行うこと、期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容を見直すこと等を目的として行われ、改正令は、改正法の施行日と同様、令和 4 年 1 2 月 2 8 日から、改正令のうち期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直しに関する事項及び改正規則については、令和 5 年 3 月 1 日から施行することとされました。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、今回の施行に係る改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の趣旨の周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 公職選挙法施行令の一部改正

1 期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直し

期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、期日前投票又は不在者投票の事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とすることとされたこと（新令第49条の8及び第52条関係）。

2 衆議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者等に係る政治活動用立札及び看板の類の総数に係る規定の整備

衆議院比例代表選出議員の選挙に係る公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）又は当該公職の候補者等に係る後援団体が掲示することができる政治活動に関する立札及び看板の類の総数は、ブロック内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数に準じて定められており、その選挙区数の最小を11と規定しているところ、四国ブロック内における選挙区数が10となるため、これを10に改めることとされたこと（新令第110条の5第1項第2号関係）。

3 選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定

衆議院小選挙区選出議員の選挙区が改定されることに伴い、改定後の選挙区のうち交通困難等の状況のある区域を有するものについて、現行の特例の対象となる選挙区に準じて、選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区を改めることとされたこと（新令別表第3及び別表第5関係）。

第2 公職選挙法施行規則の一部改正

第1の1に伴い、期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式を改めることとされたこと（新規則別記第10号様式関係）。

第3 施行期日等

1 改正令は、改正法の施行の日（令和4年12月28日）から施行するものとされたこと。ただし、新令第49条の8及び第52条の規定並びに新規則の規定は、令和5年3月1日から施行するものとされたこと（改正令附則第1条及び改正規則附則第1項関係）。

2 新令第110条の5第1項第2号、別表第3及び別表第5の規定は、改正令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正令附則第2条第1項関係）。

また、新令第49条の8及び第52条の規定並びに新規則の規定は、令和5年3月1日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、令和5年3月1日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正令附則第2条第2項及び改正規則附則第2項関係）。

以上

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の概要

公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号）の施行に伴い、後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数に係る規定の整備並びに選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定を行うほか、期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容を改める。

1 公職選挙法施行令の一部を改正する政令

(1) 期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直し関係

期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、期日前投票又は不在者投票の事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とする。

(2) 衆議院比例代表選挙の候補者等に係る政治活動用立札・看板の総数に係る規定の整備関係

衆議院比例代表選出議員の選挙に係る候補者又は後援団体が掲示することができる政治活動用立札・看板の類の総数については、ブロック内の衆議院小選挙区選挙の選挙区数に応じて定められており、その選挙区数の最小を11と規定しているところ、四国ブロック内における選挙区数が10となるため、これを10に改める。

(3) 選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定関係

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割り改定に伴い、選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区を改める。

2 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式を改める。

[今後の予定]

令和4年12月23日 政省令公布

令和4年12月28日 政令（（2）及び（3）に係る部分に限る。改正法の施行日同日）施行

令和5年3月1日 政令（（1）に係る部分に限る。）及び省令施行

改 正 後	改 正 前
<p>(期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書)</p> <p>第四十九条の八 選挙人は、<u>法第四十八条の二第二項の規定による投票をしようとする場合には、選挙の当日に回項各号に掲げる事由のいずれかに</u> 該当すると見込まれる旨を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。</p> <p>(不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書)</p> <p>第五十二条 第五十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定による請求をする場合には、選挙人は、<u>選挙の当日に法第四十八条の二第二項各号に掲げる事由のいずれかに</u> 該当すると見込まれる旨を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。</p> <p>(後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等)</p> <p>第一百条の五 法第四百三十三条第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九条の五第二項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p>	<p>(期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書)</p> <p>第四十九条の八 選挙人は、<u>法第四十八条の二第二項の規定による投票をしようとする場合においては、</u> 回項各号に掲げる事由のうち選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。</p> <p>(不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書)</p> <p>第五十二条 第五十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定による請求をする場合には、選挙人は、<u>法第四十八条の二第二項各号に掲げる事由のうち選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を</u> 申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。</p> <p>(後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等)</p> <p>第一百条の五 法第四百三十三条第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九条の五第二項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p>

1

<p>一 (略)</p> <p>二 公職の候補者等が衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、一の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域においては、前号に定める数を超えることができない。</p> <p>イ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が十以上十三以下である場合 公職の候補者等にあつては二十二、後援団体にあつては三十三</p> <p>ロ (略)</p> <p>三、八 (略)</p>	<p>一 公職の候補者等が衆議院小選挙区選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 公職の候補者等にあつては十、後援団体にあつては十五</p> <p>二 公職の候補者等が衆議院比例代表選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、一の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域においては、前号に定める数を超えることができない。</p> <p>イ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が十以上十三以下である場合 公職の候補者等にあつては二十二、後援団体にあつては三十三</p> <p>ロ 当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が十三を超える場合 公職の候補者等にあつてはその十三を超える数が二を増すことに二を二十二に加えた数、後援団体にあつてはその十三を超える数が二を増すことに三を三十三に加えた数</p> <p>三 公職の候補者等が参議院比例代表選出議員の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 公職の候補者等にあつては百、後援団体にあつては百五十。ただし、一の都道府県の区域においては、次号に定める数を超えることができない。</p> <p>四 公職の候補者等が参議院選挙区選出議員の選挙(参議院合同選挙区選挙を除く。)若しくは都道府県知事の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>イ 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が二である場合 公職の候補者等にあつては十二、後援団体にあつては十八</p>
---	---

2

258 (略)

別表第三(第百九条関係)

選挙区	選挙事務所の数
北海道	
第六区	二箇所
第七区	二箇所
第八区	二箇所
第九区	二箇所
第十区	二箇所
第十一区	二箇所
第十二区	二箇所

岩手県	
第三区	二箇所
福島県	
第三区	二箇所
新潟県	
第一区	二箇所
第五区	二箇所
岐阜県	
第四区	二箇所
兵庫県	
第五区	二箇所
第九区	二箇所
島根県	
第二区	二箇所
香川県	
第二区	二箇所
愛媛県	
第三区	二箇所
長崎県	
第三区	二箇所
第三区	二箇所
鹿児島県	
第二区	二箇所
第四区	二箇所
沖縄県	
第四区	二箇所

258 (略)

別表第三(第百九条関係)

選挙区	選挙事務所の数
北海道	
第六区	二箇所
第七区	二箇所
第八区	二箇所
第九区	二箇所
第十区	二箇所
第十一区	二箇所
第十二区	二箇所

岩手県	
第二区	二箇所
(新設)	
新潟県	
第一区	二箇所
第六区	二箇所
岐阜県	
第四区	二箇所
兵庫県	
第五区	二箇所
第九区	二箇所
島根県	
第二区	二箇所
香川県	
第一区	二箇所
愛媛県	
第二区	二箇所
長崎県	
第三区	三箇所
鹿児島県	
第二区	二箇所
第四区	二箇所
沖縄県	
第四区	二箇所

- ロ 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が二を超える場合 公職の候補者等にあつてはその二を超える数が二を増すことに二を十二に加えた数、後援団体にあつてはその二を超える数が二を増すことに三を十八に加えた数
- 五 公職の候補者等が参議院合同選挙区選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 公職の候補者等にあつては二十四、後援団体にあつては三十六
- 六 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 六
- 七 公職の候補者等が指定都市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 十
- 八 公職の候補者等が町村の議会の議員若しくは長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 四

別表第五 (第百二十七条関係)

選挙区又は選挙が行われる区域		額
衆議院小選挙区選出議員の選挙区	北海道第六区、第七区、第八区、第九区、第十区、第十二区及び第十三区、岩手県第二区、福島県第三区、新潟県第一区及び第五区、岐阜県第四区、兵庫県第五区及び第九区、鳥根県第二区、香川県第二区、愛媛県第二区、長崎県第二区及び第三区並びに鹿児島県第四区	二千三百三十万円
	鹿児島県第二区及び沖縄県第四区	二千三百五十万円
参議院選挙区	北海道	二千九百万円
都道府県知事の選挙が行われる区域	北海道	三千二十万円

別表第五 (第百二十七条関係)

選挙区又は選挙が行われる区域		額
衆議院小選挙区選出議員の選挙区	北海道第六区、第七区、第八区、第九区、第十区、第十二区及び第十三区、岩手県第二区、新潟県第二区及び第六区、岐阜県第四区、兵庫県第五区及び第九区、鳥根県第一区、香川県第二区、愛媛県第二区並びに鹿児島県第四区	二千三百三十万円
	長崎県第三区、鹿児島県第二区及び沖縄県第四区	二千三百五十万円
参議院選挙区	北海道	二千九百万円
都道府県知事の選挙が行われる区域	北海道	三千二十万円

○ 総務省令第八十一号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百八十七号）の施行に伴い、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

総務大臣 松本 剛明

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別記 第十号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係）</p> <p>氏名 住所 生年月日</p>	<p>別記 第十号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係）</p> <p>氏名 住所 生年月日</p>

別記第十号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係）【別紙二】

宣誓書

私は、何選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の目的に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出、旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、老衰、身体障害等に取巻
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

何年何月何日

氏名	生年月日
現住所	

選挙人名簿に記載されている住所（現住所と異なる場合のみ記載すること）

別記第十号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係）【別紙一】

宣誓書

私は、何選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

次の1から6のいずれかに○を付して下さい。

1	ア. 仕事 イ. 学業 ウ. 地域行事の役員 エ. 本人又は親族の冠婚葬祭 オ. その他（ ）	※左のアからオのいずれかに○を付して下さい。オの場合には具体的に記載して下さい。
2	1以外の用事又は事故のため、 ア. 本市町村以外 イ. 本市町村内（ ）	※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。イの場合には具体的に記載して下さい。
3	ア. 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ. 雨事施設等に取巻	※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。
4	交通至難の島等（ ）に居住・滞在	（※具体的に記載して下さい。）
5	住所移転のため、本市町村以外に居住	
6	天災又は悪天候により投票所に向達することが困難	

上記は、真実であることを誓います。

何年何月何日

氏名	生年月日
現住所	

選挙人名簿に記載されている住所（現住所と異なる場合のみ記載すること）

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和五年三月一日から施行する。

(適用区分)

- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。